**平成２５年（フ）第５３号**
埼玉県所沢市小手指南２丁目８番地の30、前住所埼玉県所沢市小手指元町１丁目10番地の１　カムフィー小手指103
債務者　小山　靖司
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第２号**
埼玉県東松山市新宿町26番地１　プランタンⅡ101
債務者　宮川　智子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日までさいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２４年（フ）第４８２号**
静岡県御殿場市東田中１丁目５番３号　グラン・パレⅢ202
債務者　相羽　俊佑
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２５年（フ）第２１号**
静岡県三島市初音台18番地の14
債務者　安東　泰士
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２５年（フ）第２６号**
静岡県三島市寿町８番７号
債務者　大庭　悠紀
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２４年（フ）第２５２４号**
名古屋市中区三の丸１－２－３　名城公園宿泊所、住民票上の住所名古屋市中村区名駅５丁目33番21号　アクアタウン納屋橋303
債務者　木村　晋一
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第２９号**
愛知県一宮市東五城字三味廓21番地４
債務者　吉田　　出
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２５年（フ）第３０号**
愛知県一宮市東五城字三味廓21番地４
債務者　吉田加代美
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２４年（フ）第６０号**
京都府亀岡市馬路町小松ケ鼻25番地１
債務者　堤　　佑磨
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２５年（フ）第３号**
岡山県苫田郡鏡野町入327番地
債務者　谷本　陽子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで岡山地方裁判所津山支部

**平成２５年（フ）第２７号**
沖縄県那覇市字国場1184番地６　プライムハイツ405
債務者　城間　康子（旧姓鎌苅）
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで那覇地方裁判所民事第３部

**平成２５年（フ）第４３号**
沖縄県那覇市久茂地３丁目29番41―606号　久茂地マンション
債務者　園田　浩之
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで那覇地方裁判所民事第３部

**平成２５年（フ）第１０号**
北海道夕張郡栗山町中央４丁目370番地　どうえい団地７－３号
債務者　山本　英子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２４年（フ）第１７２号**
北海道白老郡白老町字萩野433番地177
債務者　永浦　君夫
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２４年（フ）第１７３号**
北海道白老郡白老町字萩野433番地177
債務者　永浦　伸子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２５年（フ）第４号**
山形県鶴岡市下山添字一里塚162番地20
債務者　渡部まさ子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２５年（フ）第１６号**
茨城県水戸市赤塚１丁目409番地
債務者　小宮　利一
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで水戸地方裁判所